

長夕発第 16 号  
令和 5 年 7 月 20 日

長野地方最低賃金審議会  
会 長 倉 崎 哲 矢 様

一般社団法人 長野県タクシー協会  
会 長 山 谷 恭 博



### 長野県最低賃金額改定の審議について(要望)

平素はタクシー業界の運営と乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 5 月 8 日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 2 類から 5 類となったところですが、令和 2 年 2 月以降のコロナ禍、そして令和 3 年秋頃からの急激な燃料価格の高騰により、我が国の国民生活及び日本経済は、計り知れない打撃を受けました。

地方創生の担い手であり、県民生活を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、徐々に回復傾向にあるとはいえ、今なお大変厳しい経営状況にあります。

特に、県内法人タクシー事業者のほとんどが中小零細企業であり、車両数 10 両以下が 39.4%、車両数 11~30 両が 38.3%を占め、100 両以上の事業者は 1 社しかありません。

中小零細企業にとって、新型コロナウイルス感染症の影響は甚大であり、今後とも厳しい経営が続くものと考えており、急激な変化は経営環境に与える影響が大きいと考えます。

つきましては、今後長野労働局長から改定の目安について調査審議を求める諮問が行われましたら、貴職におかれましてはタクシー業界の窮状にご理解を賜り、地域間格差と賃金支払能力をよくよく考慮した上で、慎重なるご審議を賜りますように、要望いたします。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。